

保育士キャリアアップ研修の概要

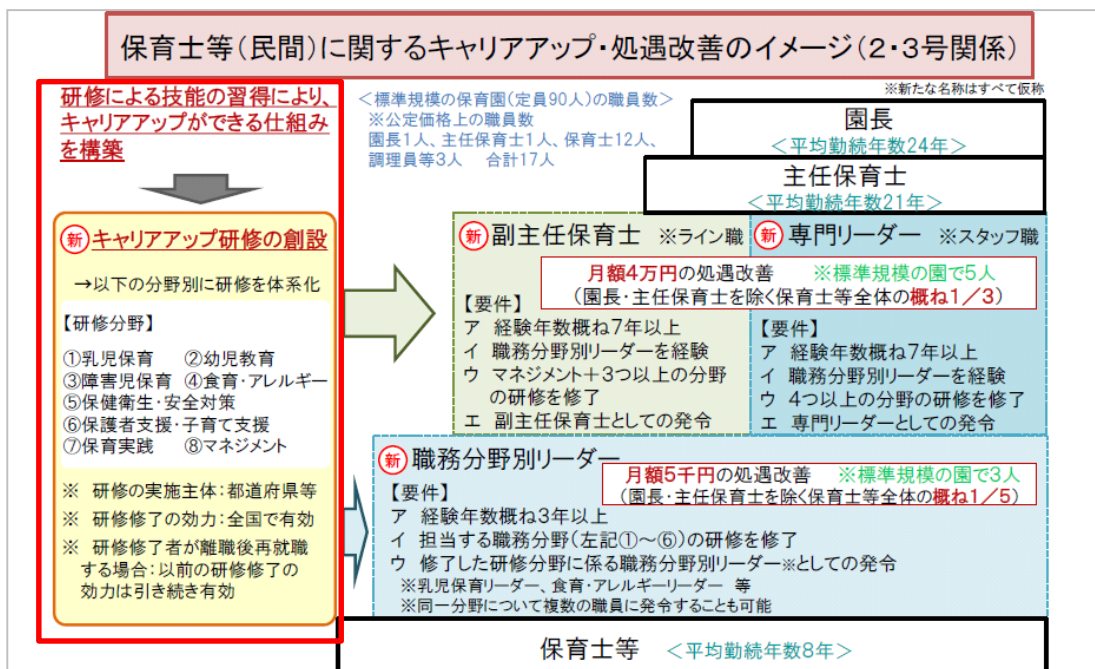
◆保育士キャリアアップ研修とは

保育現場において、園長・主任保育士の下で多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっている初任後から中堅までの職員を対象に、職務内容に応じた専門性の向上を図るため、平成29年度よりスタートした研修制度です。

◆保育士キャリアアップ研修の受講がなぜ必要か

施設型給付費等において、平成29年度より、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算（処遇改善等加算Ⅱ）が創設されていますが、今後、加算対象者が研修を受講していることが加算の要件として課される予定となっています。

（ただし、平成29年度は研修要件は課されず、平成30年度以降に国において決定されます。）



○保育士キャリアアップ研修の分野

◆専門分野別研修

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

＜対象者＞

各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者
(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

◆マネジメント研修

＜対象者＞

主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者
(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

◆保育実践研修

＜対象者＞

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者
(保育士試験合格者等)または長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

※ 保育実践研修については、処遇改善等加算の要件との関係は現時点で未定です。

保育士キャリアアップ研修受講の流れ

◆保育士キャリアアップ研修の仕組み

- ・ 研修分野は8分野あり、1分野につき最低15時間の受講が必要です。
(例：乳児保育分野の受講者は、乳児保育分野だけで最低15時間の受講が必要)
- ・ 保育士キャリアアップ研修には、①県が実施する研修、②指定研修（詳細は後述）の2種類があります。
- ・ ①県が実施する研修の修了者には、県が修了証を交付します。
※修了証は、受講者個人に対し、修了した分野ごとに交付します。
- ・ ②指定研修の場合は、修了証は、各指定研修の実施機関が交付します。
(例：A大学が実施する指定研修を受講した場合は、A大学から修了証を交付)
- ・ 県実施の研修または指定研修のいずれを受講しても構いません（修了証の効力は同様です）。
- ・ 県または指定研修実施機関が交付した修了証は、全国で有効であり、期限の定め也没有ありません。

<受講申込みから修了までの流れ>

・ 受講する研修を選択
(県実施または指定研修)

・ 受講申込み

※1分野ごとに申込みが可能

※申込み先は開催案内等を確認

研修を受講(1分野15時間)

※各分野につき、次頁の表に記載する「内容」欄の5項目を網羅して受講する必要があります

修了証発行

※県が実施する研修の場合は県から、指定研修の場合は各実施機関から発行されます

- ◆ 8分野のうち、分野単位で県実施研修と指定研修を分けて受講することは可能です。
(例：乳児保育分野は県実施研修、幼児教育分野は指定研修で受講)

保育士キャリアアップ研修の研修分野

※下記のうちで必要な分野を選択して受講（各分野15時間）

研修分野	ねらい	内容
1 乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	・ 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	①乳児保育の意義 ②乳児保育の環境 ③乳児への適切な関わり ④乳児の発達に応じた保育内容 ⑤乳児保育の指導計画、記録及び評価
2 幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	・ 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	①幼児教育の意義 ②幼児教育の環境 ③幼児の発達に応じた保育内容 ④幼児教育の指導計画、記録及び評価 ⑤小学校との接続
3 障害児保育	・ 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	①障害の理解 ②障害児保育の環境 ③障害児の発達の援助 ④家庭及び関係機関との連携 ⑤障害児保育の指導計画、記録及び評価

研修分野	ねらい	内容
4 食育・アレルギー対応	・ 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 ・ 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	①栄養に関する基礎知識 ②食育計画の作成と活用 ③アレルギー疾患の理解 ④保育所における食事の提供ガイドライン ⑤保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
5 保健衛生・安全対策	・ 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・ 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	①保健計画の作成と活用 ②事故防止及び健康安全管理 ③保育所における感染症対策ガイドライン ④保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ⑤教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
6 保護者支援・子育て支援	・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	①保護者支援・子育て支援の意義 ②保護者に対する相談援助 ③地域における子育て支援 ④虐待予防 ⑤関係機関との連携、地域資源の活用

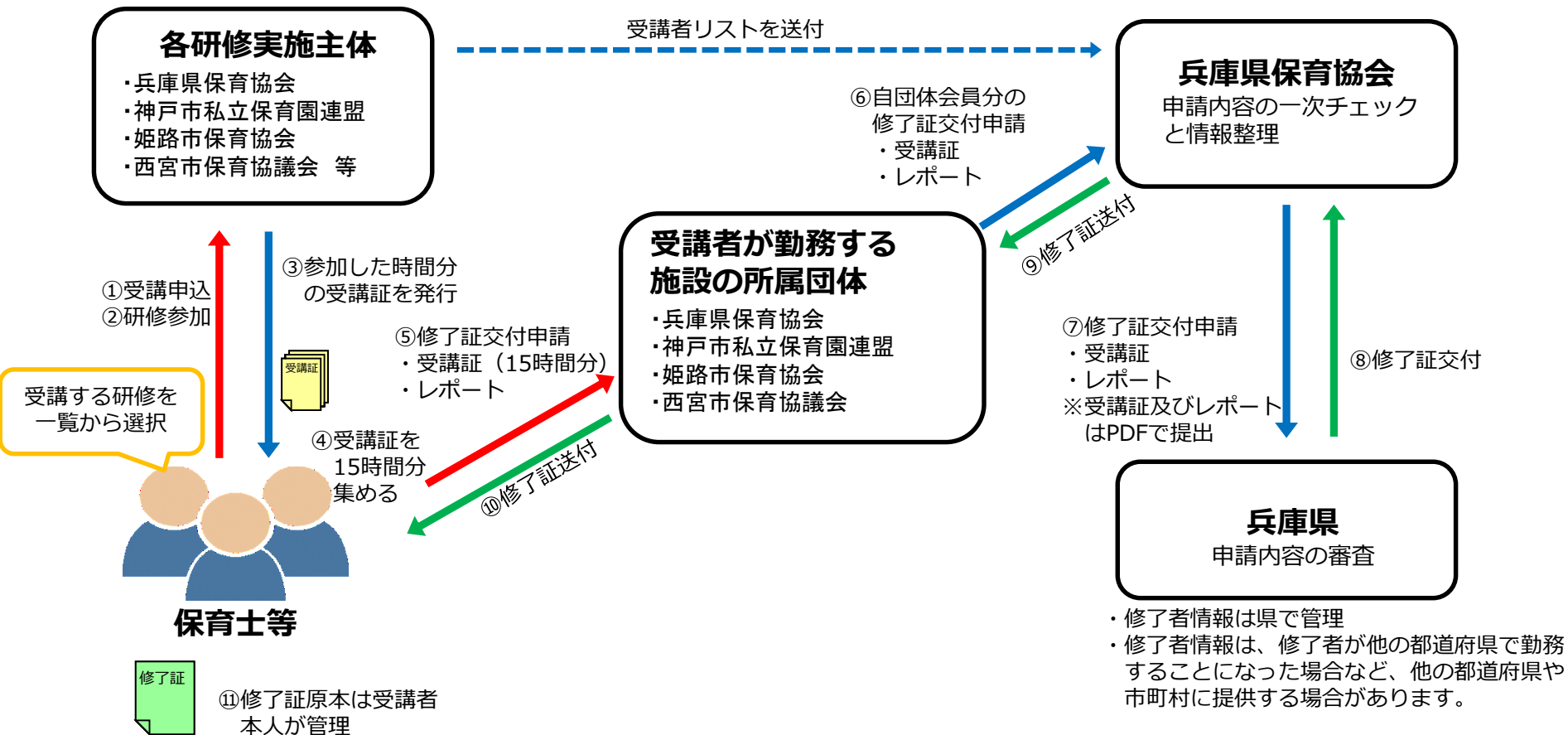
研修分野	ねらい	内容
7 マネジメント	・ 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。	① マネジメントの理解 ② リーダーシップ ③ 組織目標の設定 ④ 人材育成 ⑤ 働きやすい環境づくり

研修分野	ねらい	内容
8 保育実践	・ 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。	① 保育における環境構成 ② 子どもとの関わり方 ③ 身体を使った遊び ④ 言葉・音楽を使った遊び ⑤ 物を使った遊び

兵庫県が実施する研修の仕組み

- ◆ 県が実施する研修は、平成29年度は、兵庫県保育協会へ委託して実施します。
(ただし、兵庫県保育協会が主催する研修以外に、他の団体が実施する一部の研修についても、県実施の研修として位置付けているものがあります。)
- ◆ 別途お知らせする研修一覧のうち、必要なものを選択して受講することができます。
- ◆ 修了者には、県が修了証を交付します(修了した分野ごとに交付します)。

<受講申込みから修了までの流れ>



指定研修の仕組み

- ◆ 市町・指定保育士養成施設・保育に関する研修の実績がある非営利団体が実施する研修で、県が指定した研修は、保育士キャリアアップ研修に位置付けられます（指定研修）。
- ◆ 指定研修を修了すると、県が実施するキャリアアップ研修と同様の効力がある修了証が発行されます。
- ◆ 県が指定した研修は、市町を通じて各事業者へお知らせするとともに、県のＨＰへ掲載します。
- ◆ 指定研修の内容に関する問合せや受講申込みは、各実施機関へ直接行います。
- ◆ 修了者には、各実施機関が修了証を交付します（修了した分野ごとに交付します）。

＜受講申込みから修了までの流れ＞

